

上板町通学路交通安全プログラム

通学路の安全確保に関する取り組みの方針

平成28年3月

上板町交通安全対策協議会

1. プログラムの目的

平成24年に登下校中の児童生徒が関係する事故が多発したことから、上板町においても通学路の危険箇所調査を行い、平成24年9月に町内4小学校の通学路において、関係機関と連携して初めての緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で検討・協議・対策をしてきました。

それから、毎年度、春と秋の交通安全運動期間中に道路施設の合同点検を重ねて実施しており、小学校通学路だけではなく、中学生や高校生が日ごろ通学路として使用している上板町内の道路施設の点検を続けて実施しております。

その点検にあわせて対策はとっておりますが、道路施設の対策だけでは、痛ましい事故が起こらない保証はないため、警察関係者や学校関係者等に事故防止の啓発、交通教育、交通立哨等をお願いしております。

上板町では、「上板町通学路交通安全プログラム」を策定し、町内の児童及び生徒が安全で安心して登下校できるよう通学路の安全確保を図ります。

2. 推進体制

通学路の交通安全の確保に向けた取り組みの基本方針に基づいた取り組みを推進していくため、上板町交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)を設置します。協議会は、以下の関係機関をもって組織し、事務局を上板町教育委員会事務局に置きます。

- ・徳島県東部県土整備局吉野川庁舎
- ・板野警察署
- ・上板町交通安全協会
- ・上板町交通指導員
- ・上板町企画防災課
- ・上板町建設課
- ・上板町内4小学校及び上板中学校の学校関係者

・上板町内学校のPTA関係者

・上板町教育委員会

3. 基本方針

(1) 対策の検討と合同点検の実施方針

ア) 学校、保護者、地域が連携を図り、毎年定期的に通学路の安全点検を行い、対策の必要な箇所がある場合は、合同点検前に町教育委員会まで報告します。

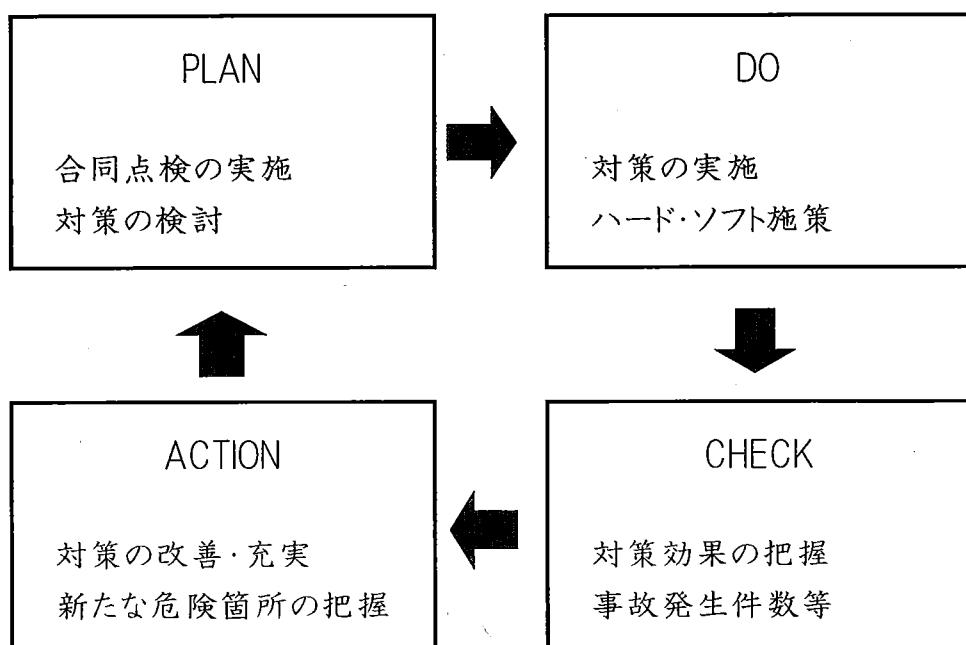
イ) 町教育委員会は、上記の報告内容を受けると事前に現場確認をして協議会に図り、対策箇所の検討を行います。

ウ) 合同点検は、必要な場合に学校関係者、教育委員会、警察、道路管理者等が参加して実施します。

(2) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検を毎年実施している交通安全運動期間中の交通立哨や上板町内での道路施設合同点検で通学路点検もすることとします。

これらの取り組みを下記のようにPDCAサイクルとして繰り返し実施して通学路の安全性の向上を図っていきます。



(3) 対策の検討

合同点検の結果、対策が必要な箇所への標識設置やカーブミラー・ガードレールのような道路施設設置のハード対策と交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等を具体的に検討します。

(4) 対策の実施

対策が円滑に進むように関係機関で連携し実施します。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所については、実際に期待した効果がでているか、実際に通学路を使用している児童及び生徒が安全になったと感じているか等、対策の効果を把握するよう努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善及び充実を図ります。